

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第3回 総会議事録

期日 令和 6年 6月12日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第3回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年 6月12日 (水) 午後 5時00分

3. 閉会日時 令和 6年 6月12日 (水) 午後 5時27分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

3番 日ヶ久保 亨 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第5号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第7号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可申請について
- (4) 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第13号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第14号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (8) 議案第15号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定について

7. 会議録署名委員

2番 馬場 武雄 君、18番 名古屋 誠一 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後5時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和6年度第3回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 17名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、3番 日ヶ久保 委員は欠席。1番の日ヶ久保 委員は、まだ連絡ないんですけど、おそらく来るとお思いますのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、2番 馬場 武雄 委員、18番 名古屋 誠一 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、報告第5号について説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものでありまして、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第5号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、報告第6号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第6号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第7号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進の認可申請について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (尾取主任主査)</p>	<p>はい、それでは案件の報告に入る前に、初めての内容になるため、事務局から補足説明を行います。 皆様の机の方に、A4資料一枚の上に事務フローって書いて、黄色いマーカーで線引いている資料になります。こちらは中間管理機構で作成された資料であり、農業委員会で関係のあるところに黄色でマーカーしています。 委員の皆様もご承知のとおり、令和5年4月に基盤法の改正により、地域計画ができるまでは経過措置適応期間となっております。 中間管理から受け手への貸借、これを再配分って言うんですけど、それが色塗っている(2)②ですね。令和5年3月31日まではこの流れでできていたんですけども、それ以降は経過措置が無いために、今年4月からは(3)①ってところですね。こちらが今現在の事務フローになります。 今年度から、農林水産課で中間管理機構の事務の一部を委任受けていまして。この四角のその部分が権限移譲をうけております。この辺の地域だと三戸町とおいらせ町くらいしかまだ受けていない状態になっております。 このフローのとおり星マークがついているところの2か所で総会に諮ることになっていきますので、この内容については4月の総会の議案にあがっているんですけども、それを2か月後の総会、今月の6月に報告しても</p>

	<p>らうという流れになっているそうなので、今回からちょっとこの案件が増えるということで、補足説明でした。</p> <p>私から以上になります。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、ただ今の事務局尾駁主任主査の説明を踏まえまして、報告第7号について説明させていただきます。</p> <p>議案書の3-1ページと3-2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年4月総会で要請を決定した3件について、中間管理機構から認可申請を受けたことから、この度、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第7号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第11号について説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料2をご覧ください。</p>

	<p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 瀬野 [REDACTED]、地目は田、面積は2,918平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないと認められるため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第11号を原案どおり決定いたします。次に、議案第12号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>

(川口事務局次長)

それでは議案第12号について説明します。

今回の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請につきましては、所有権の移転が2件と、賃借権の設定が1件の合計3件となっております。

議案書の5-1ページ 番号1と資料3と資料4をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は、若葉五丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は310平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は新築住宅用地となっております。

次に、番号2と資料5と資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は、染屋 [REDACTED] 外5筆、地目は畑、面積は合計886.69平方メートルです。用途、転用の事由は特定建築条件付宅地分譲となっております。

次に、5-2ページ 番号3と資料7と8をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は、上久保 [REDACTED]、地目は畑、面積は4,497平方メートルです。用途、転用の事由は店舗、駐車場となっております。

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>はい、16番 川口 勉です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、70cmほど切土を行い、住宅用の土地を造成します。汚水は合併浄化槽を設置予定であり、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。宅地に囲まれており、周辺に農地はありません。</p> <p>番号2の申請地は、建築条件付宅地分譲を行います。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、道路の排水は西側の水路に放出します。西側に農地がありますが、周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号3の申請地は、店舗の建設と駐車場を整備します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内の浸透枳で処理します。南側に農地がありますが、流出しないようのり面を設けることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>では、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、不動産業を営んでおり、ショッピングセンターに近く、住宅地であり、顧客の需要を見込めることから本農地を選定しました。宅地造成のみの事業は原則転用許可を認められませんが、用途地域の農地は例外的に認められています。</p> <p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、住宅建設業を営んでおり、国道に接しており、ショッピングセンターも近いことから生活利便性の高い立地であり、顧客の需要を見込めることから本農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められます、集落接続に該当します。</p> <p>番号3の農地区分は、役場北部出張所を中心とする半径1kmで囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が、40%を超える区域内にあるため、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、小売業を営むため、最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、買い物に便利な商業施設も多いことから、当該農地の申請に至ったものであります。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外</p>
--------------------------	--

議 長	<p>で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第12号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第12号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第13号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第13号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-3ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和6年5月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が6件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は28筆で、合計面積は47,336平方メートル</p>

	<p>ル(約4.7ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
事務局 (尾畝主任主査)	<p>すみません、ちょっと事務局からひとつ申し上げたいと思います。すみません、番号5の [REDACTED] さん。こちらが、吉田 良紀さんの後継者になるので、議事参与の制限により本来は出てもらう予定でした。私が口述書を間違えておりました。ここでお詫びして、訂正させていただきます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第14号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用</p>

	<p>集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、私、馬場委員、坂井田委員が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、1件ごとに審議し、進行を進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は3名同時に退出していただいて、3名分を審議する進行としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>ご異議はないようなので、3名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第14号 番号27、29は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、私、馬場委員、坂井田委員は一時退出をお願いします。私が不在の間、名古屋会長職務代理に進行役をお願いします。</p> <p>(松林会長、馬場委員、坂井田委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、議案第14号 番号27及び番号29について説明します。議案書の7-9ページをご覧ください。</p> <p>内容は、貸貸借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は3筆で、合計面積は16,211平方メートル</p>

<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ル、約1.6ヘクタール、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>16番 (川口委員)</p>	<p>議長。16番 川口 勉です。</p> <p>議案と直接関係ないかもしれませんが、19番の物件、 ()さんで、住所が隣に八戸市云々とありますけど、これは農業委員の さんですか。だとすれば、住所が百石さなくてもいいやと。</p>
<p>1番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>違うんじゃない。</p>
<p>16番 (川口委員)</p>	<p>違う？</p>
<p>1番 (日ヶ久保委員)</p>	<p> ()</p>
<p>16番 (川口委員)</p>	<p> 。ああ、そっか。すみません、字を間違えました。今のは取り下げます。</p>

<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>あと、ございませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>それでは、質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議 ございませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。3名の入室を 認めます。</p>
	<p>(松林会長、馬場委員、坂井田委員 入室)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>3名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。ここで進 行を会長に引き継ぎいたします。</p>
	<p>(進行役を会長に引き継ぎ)</p>
<p>議 長</p>	<p>どうもありがとうございました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p>
	<p>それでは、議案第14号 残りの事案について説明します。 議案書の7-1から7-10ページをご覧ください。</p>

	<p>内容は、使用貸借権の設定が22件、賃借権の設定が8件となっております。これにより集積される農地は93筆で、合計面積は135,944平方メートル、13.5ヘクタール、設定期間は3年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第14号残りの事案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第14号残りの事案を原案どおり決定いたします。次に、議案第15号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の要請の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第15号について説明します。</p> <p>議案書の8-1、8-2ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は11筆で、合計面積は12,883平方メートル、</p>

議 長	<p>約1.2ヘクタール、設定期間は令和8年、令和10年までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第15号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第15号を原案どおり決定いたします</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第3回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時27分